

（公園事業となる施設の種類）

第 1 条 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舎及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設（主として国立公園又は国定公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として国立公園又は国定公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第 2 条第 8 項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。）
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。以下同じ。）

（政令で定める公共団体）

第 2 条 法第 10 条第 2 項に規定する政令で定める公共団体は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に定める港務局とする。

（認定等に関する手数料）

第 3 条 法第 31 条第 1 項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第 24 条第 1 項の認定 一人につき 1800 円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額
- 二 法第 24 条第 5 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付再交付を受けようとする立入認定証一枚につき 1000 円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額
- 三 法第 24 条第 7 項の認定 イに掲げる額にロに掲げる額を加えた額
イ 2000 円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額
ロ 1000 円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額に当該認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者の数を乗じた額

（補助金の額）

第 4 条 法第五十六条の規定による国の補助は、次の各号に掲げる施設の新設、増設又は改設に要する費用の額（当該新設、増設又は改設を行う場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額）のうち、環境大臣が定める種目及び算定基準に従つて算定した額の 2 分の 1 以内について行う。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 避難小屋
- 四 休憩所
- 五 野営場
- 六 駐車場
- 七 栈橋
- 八 給水施設、排水施設及び公衆便所
- 九 博物展示施設
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設

(負担金の徴収方法等)

第5条 国は、法第 58 条の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。

第6条 法第 58 条の規定により地方公共団体が徴収する負担金に関する事項については、当該地方公共団体の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和 32 年 10 月 1 日から施行する。
(国立公園法施行令の廃止)
- 2 国立公園法施行令(昭和 6 年勅令第 242 号)は、廃止する。
(都道府県が処理する事務)
- 3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域(別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第 6 項において同じ。)に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定(法第 64 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項を除く。)は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。
 - 一 次に掲げる行為以外の行為(2 以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。)に関する法第 20 条第 3 項の規定による許可及び法第 32 条の規定による条件の付加に関する事務
 - イ その高さが 13 メートル又はその水平投影面積が 1000 平方メートルを超える工作物(住宅及び仮工作物を除く。)の新築、改築又は増築(改築又は増築後において、その高さが 13 メートル又はその水平投影面積が 1000 平方メートルを超える工作物(住宅及び仮工作物を除く。))となる場合における改築又は増築を含む。)
 - ロ 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防設備、漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条に規定する漁港施設、港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設の新築
 - ハ ダム、水門又はパラボラアンテナの新築、改築又は増築
 - ニ 法第 20 条第 3 項第 2 号に掲げる行為(森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条第 1 項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものを除く。)並びに法第 20 条第 3 項第 4 号、第 5 号及び第 9 号に掲げる行為
 - ホ ゴルフコースの用に供するために行う土地の形状の変更(面積が 1000 平方メートル以下の土地に係るものを除く。)

二 次に掲げる行為（2以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第22条第3項の規定による許可及び法第32条の規定による条件の付加に関する事務

イ 法第20条第3項第7号に掲げる行為

ロ 法第22条第3項第2号、第5号及び第7号に掲げる行為

三 次に掲げる行為（2以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第33条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による命令、同条第4項の規定による期間の延長及び同条第6項の規定による期間の短縮に関する事務

イ 法第33条第1項第1号及び第5号に掲げる行為（海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてするものを除く。）

ロ 法第33条第1項第3号及び第6号に掲げる行為

四 前3号に規定する許可又は届出を要する行為に関する法第34条の規定による命令に関する事務

五 法第35条第1項の規定による報告徴収（第1号及び第2号に規定する許可を受けた者並びに第3号に規定する命令を受けた者に係るものに限る。）並びに同条第2項の規定による立入検査及び立入調査（前各号に掲げる事務の処理に関するものに限る。）に関する事務

（事務の報告）

4 都道府県知事は、前項に規定する事務を行つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨及びその内容を環境大臣に報告しなければならない。

5 前項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。

（都道府県知事を経由する協議の申出等）

6 法の規定に基づき環境大臣に対してする協議の申出、認可、承認若しくは許可の申請、届出又は報告（以下この項において「協議の申出等」という。）のうち、次に掲げるもの（第1号から第5号までに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる国立公園事業に関するものに限る、第6号から第8号までに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる行為に関するものに限る。）は、指定区域が属する都道府県の知事を経由してしなければならない。

一 法第10条第2項及び第6項並びに第12条第1項の規定による協議の申出

二 法第10条第3項及び第6項の規定による認可の申請

三 法第10条第9項、第13条及び第14条第2項の規定による届出

四 法第12条第1項及び第2項の規定による承認の申請

五 法第17条第1項の規定による報告

六 法第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定による許可の申請

七 法第20条第6項から第8項まで、第21条第6項及び第7項、第22条第6項及び第7項並びに第33条第1項の規定による届出

八 法第35条第1項（法第23条第3項第7号に係る部分を除く。）の規定による報告
（事務の区分）

7 附則第3項及び第4項並びに前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

（国の貸付金の償還期間等）

8 法附則第12項に規定する政令で定める期間は、5年（2年の据置期間を含む。）とする。

9 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第5条第1項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第11項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

- 10 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 11 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前3項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 12 法附則第15項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則 （平成22年2月15日政令第13号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成22年4月1日）から施行する。

（経過措置）

第2条 改正法第1条の規定による改正後の自然公園法（以下「新自然公園法」という。）第10条第9項（新自然公園法第16条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、改正法の施行の日以後に新自然公園法第10条第9項に規定する変更をした者について適用する。

第3条 この政令の施行前に第1条の規定による改正前の自然公園法施行令（以下「旧自然公園法施行令」という。）第3条（旧自然公園法施行令第16条及び第17条において準用する場合を含む。）の申請書又は協議書に係る申請又は申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。

第4条 この政令の施行前に旧自然公園法施行令第6条第1項（旧自然公園法施行令第16条及び第17条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

- 2 この政令の施行前に旧自然公園法施行令第6条第1項の規定によりされた承認又は同意（この政令の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。）は、新自然公園法第10条第6項（新自然公園法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定によりされた認可又は同意とみなす。

第5条 この政令の施行前に旧自然公園法施行令第7条（旧自然公園法施行令第16条及び第17条において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、新自然公園法第13条（新自然公園法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定によりされた届出とみなす。

第6条 この政令の施行前に旧自然公園法施行令第8条第1項（旧自然公園法施行令第16条及び第17条において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

第7条 この政令の施行前に発生した事項につき旧自然公園法施行令第11条（旧自然公園法施行令第16条及び第17条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

第8条 この政令の施行前に旧自然公園法施行令第4条第1項（旧自然公園法施行令第6条第2項において準用する場合を含む。）、第6条第1項、第7条若しくは第12条第3項（これ

らの規定を旧自然公園法施行令第 17 条において準用する場合を含む。)の規定又は旧自然公園法施行令第 12 条第 1 項若しくは第 13 条(これらの規定を旧自然公園法施行令第 17 条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した行為(附則第 3 条又は第 4 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為を含む。)を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

- 2 この政令の施行前に改正法第 1 条の規定による改正前の自然公園法第 9 条第 3 項又は第 10 条第 3 項の認可を受けた者(この政令の施行後に附則第 3 条の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。)についての新自然公園法第 14 条第 3 項の規定の適用については、旧自然公園法施行令第 9 条(旧自然公園法施行令第 17 条において準用する場合を含む。)の規定により付された条件(この政令の施行後に附則第 3 条、第 4 条第 1 項又は第 6 条の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。)は、新自然公園法第 10 条第 10 項の規定により付された条件とみなす。

第 9 条 国立公園事業又は国定公園事業の執行の認可を受けた者(以下この条において「国立公園事業者等」という。)がこの政令の施行前に国立公園事業者等でなくなった場合(譲渡、合併又は分割により国立公園事業者等でなくなった場合を除く。)における当該国立公園事業者等であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

第 10 条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 (附則第 3 項関係)

- 一 宮城県
- 二 山形県
- 三 福島県
- 四 群馬県
- 五 埼玉県
- 六 東京都
- 七 新潟県
- 八 富山県
- 九 石川県
- 十 福井県
- 十一 山梨県
- 十二 長野県
- 十三 岐阜県
- 十四 静岡県
- 十五 鳥取県
- 十六 岡山県
- 十七 山口県
- 十八 福岡県
- 十九 長崎県
- 二十 宮崎県
- 二十一 鹿児島県